

令和元年小野町議会定例会 12月会議

議事日程 (第3号)

令和元年12月11日(水曜日)午後1時30分開議

- 日程第 1 委員長の審査結果報告(各部常任委員会委員長)
- 日程第 2 委員長の報告に対する質疑
- 日程第 3 議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算(第5号)
〔討論、採決、以下日程第7まで同じ〕
- 日程第 4 議案第62号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 5 議案第63号 令和元年度小野町介護保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第64号 令和元年度小野町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第 8 議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例について
〔討論、採決〕
- 日程第 9 議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
〔討論、採決、以下日程第13まで同じ〕
- 日程第10 議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第12 議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について
- 日程第13 議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第14 請願・陳情の採択・不採択の決定
- 日程第15 特別委員会委員長の中間報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第15まで議事日程に同じ

(追加)

- 追加日程第1 議員提出議案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕
- 追加日程第2 議員提出議案第11号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設及び処遇の改善を求める意見書
〔上程、説明、質疑、討論、採決〕

出席議員(12名)

1番	渡邊直忠君	2番	会田明生君
3番	竹川里志君	4番	宗像芳男君
5番	田村弘文君	6番	籠田良作君
7番	水野正廣君	8番	遠藤英信君
9番	久野峻君	10番	佐・登君
11番	吉田康市君	12番	村上昭正君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	大和田昭君	副町長	阿部京一君
教育長	西牧裕司君	総務課長	石井一一君
企画政策課長	吉田吉広君	税務課長	吉田徳一君
町民生活課長	鈴木稔君	健康福祉課長	先崎秀一君
子育て支援課長	宗像喜也君	産業振興課長 兼農業委員会 事務局長	郡司功君
地域整備課 副課長	矢吹昌之君	教育課長	佐藤浩君
会計管理者 兼出納室長	吉田ひろ子君	代表監査委員	先崎福夫君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	吉田浩祥	次長	二瓶淳
書記	吉田靖章	書記	佐藤理恵

開議 午後 1時30分

◎開議の宣告

- 議長（村上昭正君） ただいまから令和元年小野町議会定例会12月会議、第7日目の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名で、定足数に達しており、会議は成立いたしました。
-

◎議事日程の報告

- 議長（村上昭正君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎委員長の審査結果報告

- 議長（村上昭正君） 日程第1、各部常任委員会より付託事件の審査結果の報告を求めます。

初めに、予算決算常任委員会の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長。

10番、佐・登委員長。

〔予算決算常任委員会委員長 佐・登君登壇〕

- 予算決算常任委員会委員長（佐・登君） 予算決算常任委員会における付託事件の審査の結果並びに経過についてご報告申し上げます。

令和元年小野町議会定例会12月会議において、予算決算常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、審査の結果と経過につきましては、お手元に配付の委員長報告のとおりであります。

以上、申し上げます、予算決算常任委員会の報告といたします。

- 議長（村上昭正君） 次に、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員会委員長。

6番、籠田良作委員長。

〔総務文教常任委員会委員長 籠田良作君登壇〕

- 総務文教常任委員会委員長（籠田良作君） 令和元年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件は、各部常任委員会付託事件表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、

新たに導入される会計年度任用職員の給与及び勤務条件等に関し、必要な条件を定めるため条例の制定を行うものであります。

内容としましては、地方公務員法の一部改正により、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化が図られるとともに、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化により、会計年度任用職員の制度が導入され、更に地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員について期末手当の支給も含め給付に関する規定が整備されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び勤務条件等に関し必要な条例を制定するものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

本案について、現行の臨時職員と新しい会計年度任用職員の給与等の比較に関する質疑がありました。また、大幅に制度が改正されるため、職員の採用に当たり、給与、勤務条件等の説明、提示に配慮するよう意見がありました。

議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原稿のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い、所要の改正を行うもので、12月に支給する期末手当の支給割合を改めるものであり、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。

また、令和2年度以降に支給される期末手当の6月及び12月の支給割合をそれぞれ改めるもので、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第68号 議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第67号同様、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が示されたことに伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第69号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、令和元年10月2日付、福島県人事委員会の職員の給与に関する勧告に基づき、所要の改正を行うもので、公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用するものであります。

あわせて、若年層の給料表の水準を引き上げるものであり、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用するものであります。

また、令和2年度以降に支給される期末、勤勉手当の支給割合及び住居手当の支給上限額、通勤手当の支給限度額を改めるものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

加えて、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、欠格条項について所要の改正を行うもので、法律の施行日とあわせ、令和元年12月14日から施行するものであります。

本案について、成年被後見人等への対応に対して質疑がありました。

次に、議案第70号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について、総務課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第66号同様、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月1日に施行されることに伴い、新たに会計年度任用職員の制度が導入されること、また、臨時的任用職員及び特別職非常勤職員の任用が厳格化されたことに伴い、関係する11条例について、所要の改正を行うものであり、令和2年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、町民生活課長に出席を求め、議案の内容について詳細な説明を受け、審査した結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

本案は、議案第69号の欠格条項改正と同様、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領が改正されたことから、所要の改正を行うもので、法律の施行日とあわせて、令和元年12月14日から施行するものであります。

以上が令和元年小野町議会定例会12月会議において、総務文教常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

○議長（村上昭正君） 次に、厚生産業常任委員会の報告を求めます。

厚生産業常任委員会委員長。

5番、田村弘文委員長。

〔厚生産業常任委員会委員長 田村弘文君登壇〕

○厚生産業常任委員会委員長（田村弘文君） 令和元年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件は、請願・陳情文書表のとおりであり、その審査の結果と経過について報告いたします。

陳情第10号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情について、健康福祉課長に出席を求め、参考意見を聴取り審査をいたしました結果、全委員異議なく意見書を提出すべきものと決定いたしました。

本陳情について、高齢化が進み、医療や介護の需要が高まることが予測される中、医療、介護の現場では低賃金、過重労働による人員不足が深刻化しており、働く地域、施設による賃金格差が看護師、介護職の地域偏在や離職者増につながっていることから、深刻な人員不足を解消するため、看護師及び介護従事者について、全国を適用対象とした特定最低賃金を新設し、賃金の地域間格差の解消と底上げを図るため、意見書の提出を求めるものです。

委員からは、看護師及び介護従事者の現状並びに処遇に関する質疑や、特定最低賃金新設に加えて、看護、介護職の処遇改善のため、国の対策を充実させることもあわせて要望すべきではないかとの意見が出されました。

以上が令和元年小野町議会定例会12月会議において、厚生産業常任委員会に付託された事件の審査結果及び経過であります。

◎委員長の報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 日程第2、各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

これで各部常任委員会委員長の報告に対する質疑を終わります。

◎議案第61号～議案第65号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第3、議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第5号）から日程第7、議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）まで、5議案を一括して議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第61号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

初めに、議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第5号）についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することに賛成する議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（村上昭正君） 起立全員であります。

したがって、議案第61号 令和元年度小野町一般会計補正予算（第5号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第62号～議案第65号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案第62号 令和元年度小野町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第65号 令和元年度小野町水道事業会計補正予算（第2号）までの4議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第62号から議案第65号までの4議案については、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第8、議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例についてを議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第66号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第66号 会計年度任用職員の給与及び勤務時間等に関する条例についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第66号については、原案のとおり可決されました。

◎議案第67号～議案第71号の討論

○議長（村上昭正君） 日程第9、議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから日程第13、議案第71号 小野町印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてまで5議案を一括して議題といたします。

これより、討論に入ります。

事前の通告がありませんので、討論を終結いたします。

◎議案第67号～議案第71号の採決

○議長（村上昭正君） 議案の採決を行います。

議案第67号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてから議案第71号 小野町印

鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてまでの5議案についてお諮りいたします。本案はそれぞれ原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議案第67号から議案第71号までについては、それぞれ原案のとおり可決されました。

◎請願・陳情の採択、不採択の決定

○議長（村上昭正君） 日程第14、請願・陳情の採択、不採択の決定を行います。

陳情第10号 看護師と介護従事者の特定最賃新設を求める陳情については「採択」とする厚生産業常任委員会委員長より報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号については採択とすることに決定いたしました。

◎特別委員会委員長の中間報告

○議長（村上昭正君） 日程第15、特別委員会に付託中の事件について、会議規則第47条第1項の規定により、この際、中間報告を求めたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、特別委員会の中間報告を求めることに決定いたしました。

初めに、企業対策特別委員会の報告を求めます。

企業対策特別委員会委員長。

2番、会田明生委員長。

〔企業対策特別委員会委員長 会田明生君登壇〕

○企業対策特別委員会委員長（会田明生君） 令和元年小野町議会定例会12月会議において、企業対策特別委員会の活動についての報告を申し上げます。

初めに、10月17、18日の両日に予定しておりました当委員会の行政調査につきましては、台風19号の被災状況などから急遽、中止としたところであります。

次に、12月9日、村上議長にご同席をいただき、企画政策課長及び副課長出席のもと委員会を開催いたしました。

企画政策課長よりは、12月5日に開催した合同企業説明会の開催概要、小野高等学校3年生の進路希望状況

などについて説明を受けたもので、企業説明会については、高校1、2年生を対象に町内企業8社が参加して開催され、企業、学校、生徒それぞれにとって大変意義のある説明会であったこと、また、本年度の小野高等学校の就職希望者の内定率もおおむね順調であることなどの報告を受けたものであります。

また、12月24日に町が行う企業訪問に合わせ、当委員会でも株式会社アブクマへの企業訪問を行うことといたしました。

次に、企画政策課退席後、当委員会の総括を含めた協議を行い、委員会としての企業訪問などの不足や、企業誘致などに関する町への提言策の取りまとめに至らなかったことなど、当委員会の活動における総括を行ったところであります。

以上が企業対策特別委員会の開催概要であります。人口減少対策、地域経済活性化のため、企業誘致と既存企業の育成、更には新たな企業活動を始める創業者への支援策も非常に重要でありますことから、町執行部におかれましては、引き続き、これら対策を積極的、効果的に講じることを要望申し上げ、当委員会の活動報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、議会改革特別委員会の報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長。

3番、竹川里志委員長。

〔議会改革特別委員会委員長 竹川里志君登壇〕

○議会改革特別委員会委員長（竹川里志君） 令和元年小野町議会定例会12月会議において、議会改革特別委員会の活動内容について、中間報告いたします。

去る12月10日に議会改革特別委員会を開催いたしました。

議会基本条例を制定したことから、会派や議長、副議長を志願する者の所信表明、議長交際費の公表に関する詳細な協議を行い、要綱等の案を決定いたしました。今後、制定作業を進めることにいたしました。

以上、特別委員会活動の中間報告といたします。

○議長（村上昭正君） 次に、広報広聴特別委員会の報告を求めます。

広報広聴特別委員会委員長。

8番、遠藤英信委員長。

〔広報広聴特別委員会委員長 遠藤英信君登壇〕

○広報広聴特別委員会委員長（遠藤英信君） 令和元年小野町議会定例会12月会議において、広報広聴特別委員会の活動内容について、中間報告をいたします。

去る10月7日から8日までの2日間、所管事項の調査のため、読売新聞社と群馬県玉村町議会での視察研修を実施いたしました。

読売新聞東京本社では、見学プログラムに参加し、新聞発行に係るポイントについて研修しました。

群馬県玉村町議会は、全国議会広報コンクールで2年連続優秀賞に輝いており、その編集方法やポイントについて視察を行いました。役割分担や記事の提出期限などが詳細に決められており、スムーズな編集ができていたと感じました。

また、町への政策提言を行っており、手法について学んで参りました。

今回の視察研修で学んだことを今後、役立てていきたいと考えています。

以上、特別委員会の活動の中間報告といたします。

◎特別委員会委員長の中間報告に対する質疑

○議長（村上昭正君） 特別委員会委員長の中間報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、委員長報告に対する質疑を終わります。

暫時休議といたします。

これより、追加議事日程の資料を配付いたします。

休憩 午後 1時57分

再開 午後 1時58分

○議長（村上昭正君） ただいま追加議事日程及び議員提出議案第10号から議員提出議案第11号までの議案を配付いたしました。配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） なければ再開いたします。

◎議員提出議案第10号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第1、議員提出議案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、2番、会田明生議員の説明を求めます。

2番、会田明生議員。

〔2番 会田明生君登壇〕

○2番（会田明生君） 議員提出議案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和元年12月11日提出。

提出者、会田明生、賛成者、籠田良作、同じく吉田康市、同じく遠藤英信、同じく水野正廣、同じく宗像芳男の各議員であります。

提案理由、過疎対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたる特別措置法の制定により総合的な過疎対策事業が実施され、産業の振興など一定の成果を上げたところである。

過疎地域は我が国の国土の過半を占め、豊かな自然や歴史、文化を有するふるさとの地域であり、都市に対する食料、水、エネルギーの供給、災害の防止などに多大な貢献をしている。

現行の過疎地域自立促進特別措置法は、令和3年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的、公益的機能を今後も維持していくためには、引き続き過疎地域に対して総合的かつ積極的な支援が重要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、関係機関の長に意見書を提出する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

◎議員提出議案第10号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第10号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第10号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第10号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第10号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第10号については、原案のとおり可決されました。

◎議員提出議案第11号の上程、説明

○議長（村上昭正君） 追加日程第2、議員提出議案第11号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設及び処遇の改善を求める意見書についてを議題といたします。

本案は、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第11号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設及び処遇の改善を求める意見書について、3番、竹川里志議員の説明を求めます。

3番、竹川里志議員。

〔3番 竹川里志君登壇〕

○3番（竹川里志君） 議員提出議案第11号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設及び処遇の改善を求める意見書について、小野町議会会議規則第14条の規定により、下記のとおり提出する。

令和元年12月11日提出。

提出者、竹川里志、賛成者、田村弘文、同じく佐・登、同じく久野峻、同じく渡邊直忠の各議員であります。

提案理由、高齢化が進む中で、医療や介護の需要はますます高まることが予測されている。しかし、医療、介護の現場では、看護師や介護従事者の過重労働と人員不足が深刻化している。福島県では、2025年度の介護職員充足率推計が必要数の4分の3に届かない状況である。

看護師、介護従事者の賃金底上げなどの処遇の改善で人材を確保し、安全安心の医療、介護体制を築くため、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか、各関係機関の長に意見書を提供する。

以上であります。

議員各位のご賛同をよろしく申し上げます。

◎議員提出議案第11号の質疑

○議長（村上昭正君） 議案に対する質疑を行います。

議員提出議案第11号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設及び処遇の改善を求める意見書について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 質疑なしと認めます。

したがって、質疑を終わります。

◎議員提出議案第11号の討論

○議長（村上昭正君） 続いて、討論を行います。

議員提出議案第11号を討論に付します。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） 討論なしと認めます。

したがって、討論を終わります。

◎議員提出議案第11号の採決

○議長（村上昭正君） 次に、議案の採決を行います。

議員提出議案第11号 看護師と介護従事者の全国を適用地域とした特定最低賃金の新設及び処遇の改善を求める意見書についてお諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（村上昭正君） ご異議なしと認めます。

したがって、議員提出議案第11号については、原案のとおり可決されました。

◎閉議の宣告

○議長（村上昭正君） これで、定例会12月会議に付議された事件は全て終了いたしました。

◎議長挨拶

○議長（村上昭正君） 定例会12月会議の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、令和元年度各会計補正予算、条例の新規制定、一部改正、人事案件など、いずれも重要案件の審議でありましたが、7日間にわたり熱心なるご審議を賜りまして、全議案議了することができました。

また、一般質問におきましては、4名の議員が登壇され、一般行政、教育行政など、町政各般における質問が行われました。今定例会における各議員のご精励に対しまして、議長として本席より厚く御礼を申し上げる次第であります。

さて、今任期最後の定例会であり、簡単に4年間を振り返りますと、少子高齢化や人口減少の加速化など、町政を取り巻く環境も非常に厳しい時代でありましたが、町執行部においては、新たな総合計画を策定され、これに基づく各種施策の着実な推進を進めている段階であり、引き続き町の将来のため、尽力を願うものであります。

また、本年度の台風19号を初め、自然災害や痛ましい住宅火災なども発生し、改めて安心安全なまちづくりへの思いを強く感じたところであります。

まちづくりへの理解におきましては、議員各位のご理解をいただき、議員懇談会、意見交換会なども数多く開催でき、議会改革の一定の集大成としての小野町議会基本条例も制定することができました。

また、私ごとで恐縮ではありますが、福島県町村議会議長会会長の要職を含め小野町議会議長職を皆様のご協力により、無事に務めさせていただくことができました。

ここに改めて、町執行部、各議員からいただきましたご理解とご協力に対しまして、心より御礼を申し上げます。

結びに、来るべき新年が町民の皆様方にとりまして、幸多き年になることを祈念いたしますとともに、ご参会皆様方におかれましても、ご自愛の上、新しい年を迎えられますことをご祈念申し上げまして、本定例会閉会の挨拶といたします。

ご精励、大変お疲れさまでした。

◎町長挨拶

○議長（村上昭正君） この際、町長から発言があれば、それを許します。

町長。

大和田町長。

〔町長 大和田 昭君登壇〕

○町長（大和田 昭君） 令和元年小野町議会定例会12月会議の閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

本定例議会には、令和元年度各会計補正予算案件5件、条例の制定案件1件、条例の一部改正案件5件、人事案件2件、計13件の提案を申し上げたところでありますが、議員の皆様には、連日慎重ご審議、まことにありがとうございました。

また、4名の議員の皆様からの一般質問での多岐にわたるご質問やご提案、また、審議の過程でいただきました議員各位からのご意見、ご指導に対しましては、趣旨を十分に踏まえ、今後の町政運営に努めて参る所存であります。

令和元年も残すところ、あとわずかとなりましたが、これからも引き続き「笑顔とがんばりの町」のキャッチフレーズのもと、総合計画の将来像「人も自然も元気 みんなの笑顔が かがやくまち」実現に向け、事業遂行に邁進して参りますので、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、議員各位におかれましては、町政進展のため、多大なるご協力とご尽力をいただきましたことについて、厚く御礼を申し上げますとともに、4年間にわたるご精励に対し、改めて敬意を表します。

また、年の瀬に入り、何かと気ぜわしく、また、寒さも一段と厳しくなる季節となりますので、お体にご留意の上、皆様全員がご健勝で新年を迎えられ、更にご活躍されますことをご祈念申し上げ、閉会に当たっての御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

◎散会の宣告

○議長（村上昭正君） 本日の会議は、これをもって散会といたします。

散会 午後 2時13分